# 事実婚契約書

（甲）　　　　　　　と（乙）　　　　　　　は、以下のとおり合意する。

第１条（目的）

甲及び乙は、事実婚の夫婦として、より良い家族関係を構築していくため、本契約に締結するものである。

第２条（確認事項）

甲及び乙は、婚姻の届出をしていないが、婚姻の意思を持つ事実婚の夫婦であることを双方に認める。

第３条（夫婦としての責任）

甲及び乙は、夫婦の責任として以下のことを確認のうえ、合意する。

１ 甲及び乙は、相互に助け合い、扶助する義務を負う。

２ 甲及び乙は、生計を同一とし、事実婚費用を分担する。

３ 甲及び乙は、貞操義務を守らなければならない。また、誤解を招くような軽率な行動をしてはならない。

第４条（生活費等の管理）

甲及び乙は、生活に係る費用の金額及び分担割合について、双方の収入等を考慮し、話し合いのうえ決定する。

第５条（子に関わる事項）

甲及び乙の間に、将来、子を授かったときは、以下のとおり合意する。

１ 乙が子を妊娠したときは、甲は速やかに胎児認知の手続きを行う。

２ 甲及び乙は、子の両親として子の監護養育を協力して行う。

３ 子の親権者、子の氏については、話し合いのうえ決定する。

第６条（親、親戚との付き合いについて）

甲及び乙は、お互いの親及び親戚との付き合いについて、以下のとおり合意する。

１ 甲及び乙は、お互いの親との同居はしないものとする。

２ 甲及び乙は、将来、お互いの親に介護等が必要となった場合の対処について、よく話し合いのうえ決める。

第７条（事実婚から法律婚への移行）

甲及び乙は、下記事項が生じたときは、法律婚へ移行するかどうか話し合いの機会をもたなければならない。

１ 甲又は乙が、婚姻の届出を希望することを申し出たとき。

２ 甲又は乙が、事故や病気等により、法律婚へ移行する必要性を感じたとき。

３ その他、事実婚を継続することが困難な事態が生じたとき。

第８条（将来への不安解消のための話し合い）

甲及び乙は、将来への不安を解消するため、以下のとおり話し合いの機会をもたなければならない。

１ 甲又は乙が６５歳になったときに、その後も事実婚を継続する場合は、遺言書の作成について検討する。

２ 甲又は乙が６５歳になったときに、その後も事実婚を継続する場合は、任意後見契約について検討する。

第９条（契約の見直し）

甲及び乙は、本契約の内容について、毎年見直しを行うこととする。

令和　　年　　月　　日

甲：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙：

［住所］　　　　　　　　　　　　　　　　　［住所］

［氏名］　　　　　　　　　　　　　　　　　［氏名］